

第2編 高齢者福祉計画

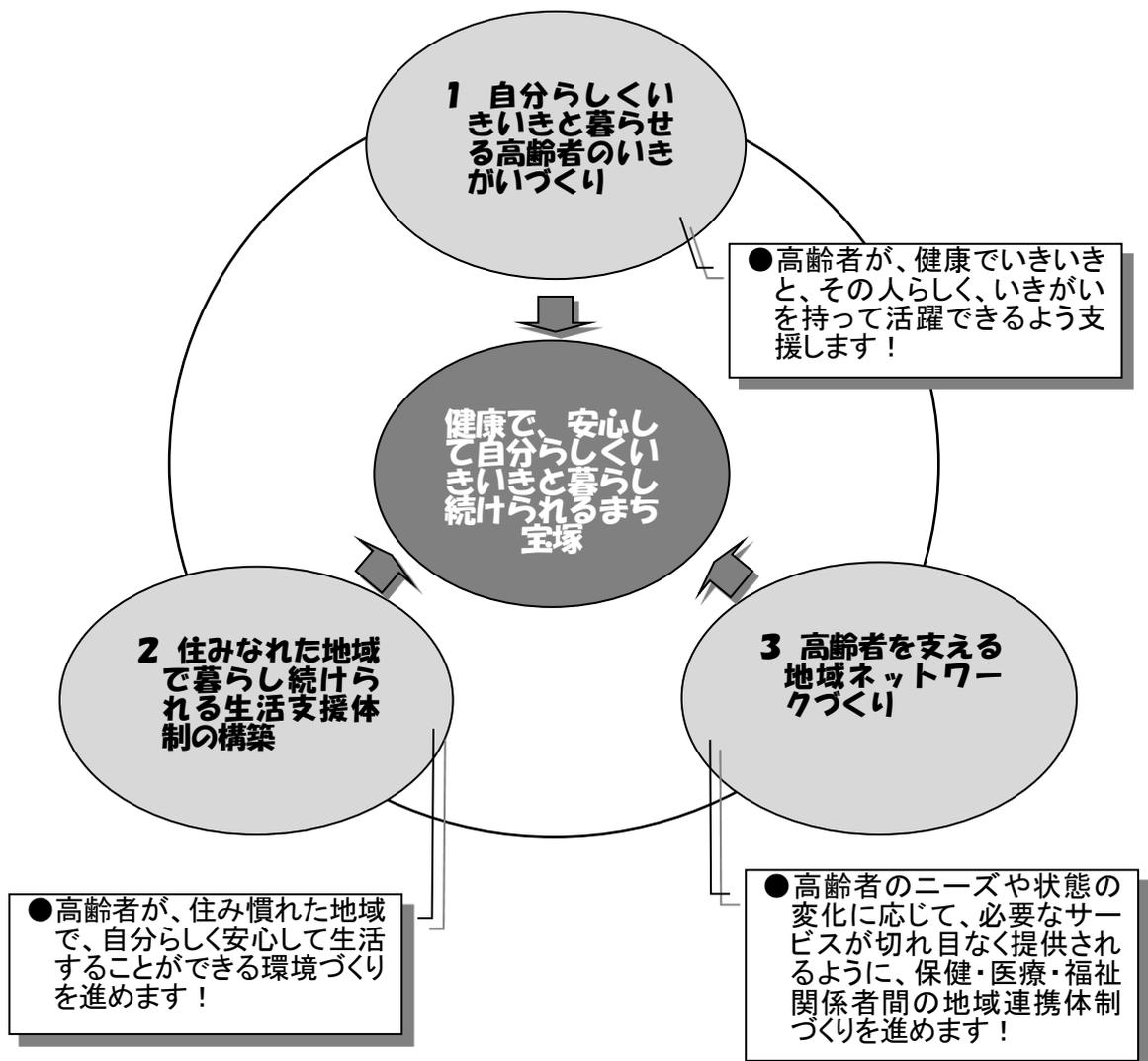
第2編 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、『健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚』の実現に向けて、高齢者のいきがいと健康づくりの推進、介護予防、認知症支援、ひとり暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供など、地域における高齢者を対象とし、介護予防に資する福祉サービスの総合的な供給体制を確保するための計画である。

本計画の推進については、以下の3つの基本的な取組方針に基づくものとする。

- 1 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり
- 2 住みなれた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築
- 3 高齢者を支える地域ネットワークづくり

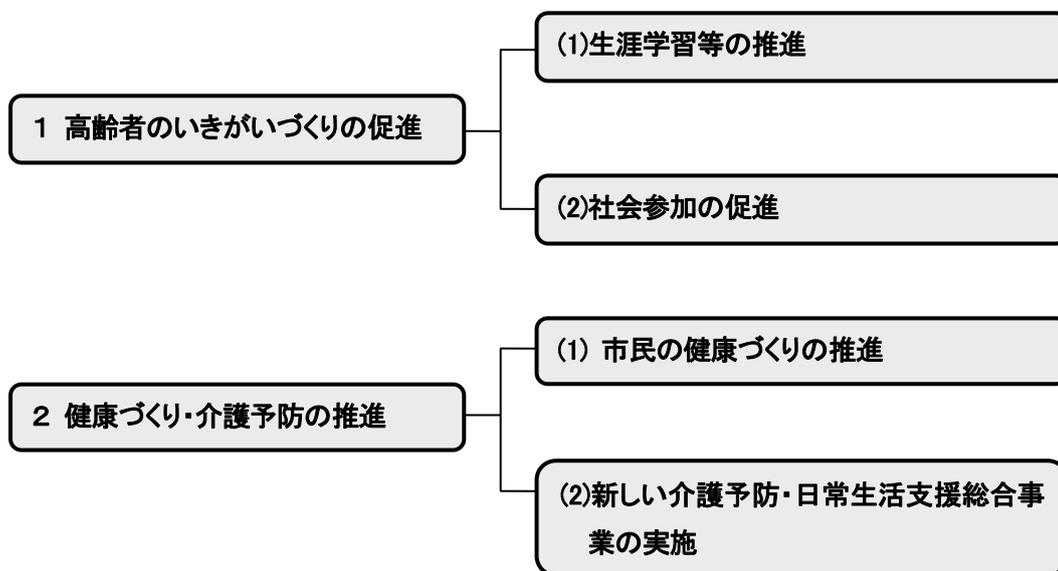
図表 2-1 3つの基本的な取組方針



第1章 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり

- 高齢者が、健康でいきいきと、その人らしく、いきがいを持って活躍できるよう支援する。

図表 2-2 施策の体系



1 高齢者のいきがづくりの促進

高齢者が元気で活動的な生活を続けることができるよう、また、いきがいを持ち、充実した高齢期を過ごすことができるよう、身近な活動、生涯学習等多様な場へ的高齢者の社会参画をより一層促進して行く。

(1) 生涯学習等の推進

ア 生涯学習機会の提供

高齢者のニーズに沿った生涯学習・スポーツ等のメニュー開発や参加の魅力向上を図りつつ、老人福祉センター（フレミラ宝塚）等における各種の講座・教室の参加促進を行う。

イ 運動を通じた“集う場”活動の支援

高齢者の健康状態にふさわしい運動を行う場を、住民主体で運営する「いきいき百歳体操」の普及を図るとともに、活動の継続を支援するサポーターの役割を担う者の育成を行う。

(2) 社会参加の促進

地域活動やボランティア活動などの担い手が高齢化する一方で、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験が今後の地域づくりに重要になっているため、高齢者自身が地域活動の担い手として、いきいきと地域社会で主体的な役割を果たすことのできる地域貢献活動を促進していく。

ア 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、地域を基盤とする社会参加活動を総合的に実施する身近な組織である。ライフスタイルの多様化などにより加入率が低迷しているが、地域貢献活動には欠かせない存在であり、老人クラブの周知・啓発に努め、今後も加入率向上に取り組んでいく。

イ ボランティア活動の推進

一人ひとりが日常的にボランティア活動を行い、相互に支え合う地域社会をつくるため、ボランティア活動センター（※）や老人福祉センターの講座の充実により、ボランティアの育成を支援していく。

また、意欲のある高齢者が、ボランティア活動に参加する機会を拡大・充実することができるよう、ボランティア活動センターや老人福祉センターとの連携を図っていく。

ウ 異世代間交流の場づくりの推進

大型児童センターとの複合施設である老人福祉センター（フレミラ宝塚）や「よりあいひろば」が異世代間交流の場として活用されるよう、まちづくり協議会・自治会活動やNPO活動など地域活動の展開を推進する。

「いきいきふれあいサロン」については、高齢者の閉じこもり予防と高齢者の身近な交流の場であることから、宝塚市社会福祉協議会と連携しながら、サロンの立ち上げや運営を支援する。

2 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が地域で自立し、健康ではつらつとした生活が送れるよう、健康づくり・介護予防を推進する。

(1) 市民の健康づくりの推進

ア 「健康たからづか21(第2次)」活動の継続的取組

市民が地域で自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組み、生活習慣を改善することができるよう、「健康たからづか21(第2次)」に基づく健康づくりを推進している。

高齢者のみならず、すべての市民の健康づくりを推進するため、健康づくり教室や健康相談の展開、体操メニューの普及啓発及び介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸に取り組んでいく。

イ 健康づくり推進員活動の充実

まちづくり協議会から推薦された健康づくり推進員は、地区担当保健師と連携しながら、地域における健康づくり事業の企画や広報、健康体操やハイキング、ウォーキング、ニュースポーツ、生活習慣病予防のための講話や料理教室などを開催しており、地域住民の健康づくりの大きな推進力となっている。

今後も事業の充実を図り、健康づくり推進員との協働による積極的な健康づくりを推進する。

(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行う事業である。

この新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、国のガイドライン等を参考にしながら、地域住民やボランティア、NPOなどの多様な主体による新たなサービス提供について、平成29年(2017年)4月までに、必要なサービスとその提供体制の整備を図るものとする。併せて、予防給付のうち、訪問介護と通所介護についても、新しい介護予防・日常生活支援総合事業移行させるものとする。

また、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置するものとする。

ア 一般介護予防事業

(ア) 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげる。

(イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業については、次の①～④の事業などを実施するものとする。

- ① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成・配布
- ② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催
- ③ 介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催

また、平成 26 年度（2014 年度）にモデル事業として実施した「いきいき百歳体操」の普及を継続して行う。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

(エ) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

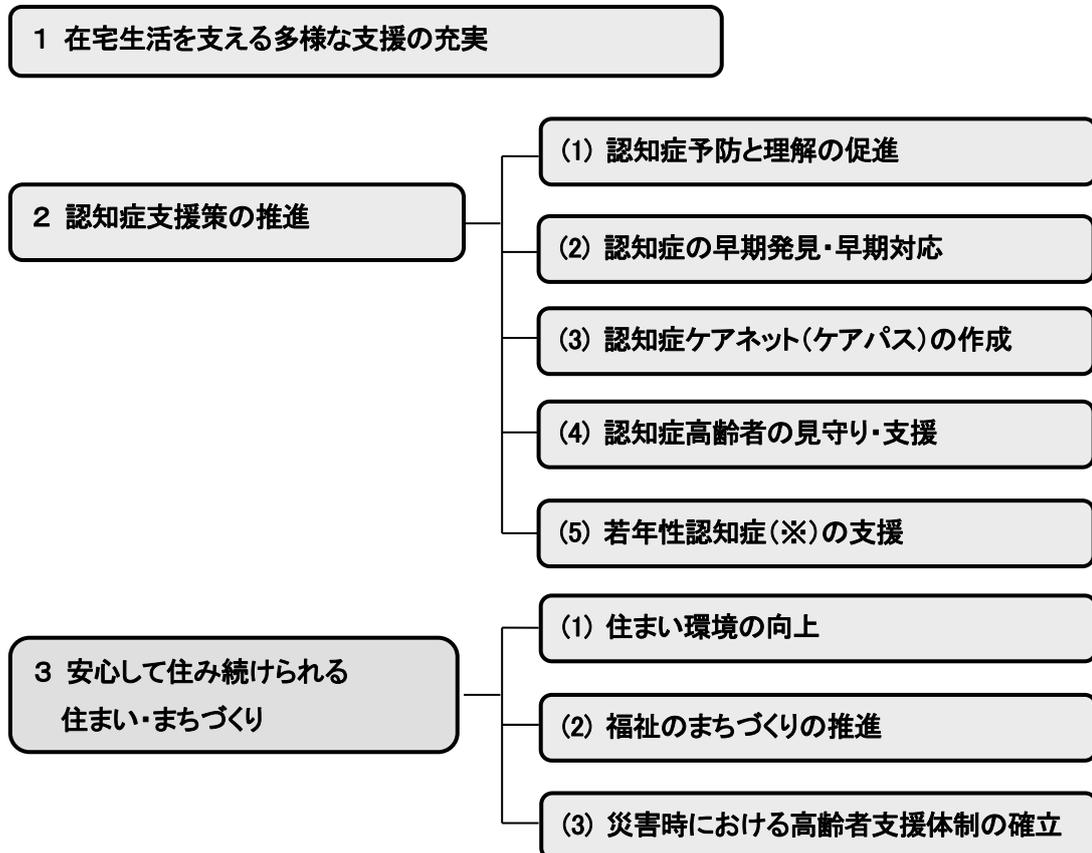
(オ) 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業への移行までの期間）

新しい総合事業への移行までの期間は、引き続き、介護予防一般高齢者施策及び介護予防二次予防（※）事業対象者施策に取り組むものとする。（115 ページ参照）

第2章 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築

●高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進める。

図表 2-3 施策の体系



1 在宅生活を支える多様な支援の充実

高齢者が要介護状態になることを予防し、たとえ要介護状態になっても可能な限り地域で安心して暮らし続けられるよう、また、家族介護者の負担軽減を図るため、生活支援サービスなどを効果的に組み合わせて、継続的な支援を実施していく。

図表 2-4 生活支援サービス

(1)生活支援サービス	自立支援	ア 生活援助等サービス事業 イ 短期入所事業 ウ 緊急通報システム事業 エ 日常生活用具等給付事業(電磁調理器・自動消火器) オ 介護ファミリーサポートセンター事業 カ 住宅改造資金助成事業
	在宅高齢者支援 (要介護4・5)	キ 福祉タクシー料金助成・リフト付タクシー料金助成 ク 訪問理美容サービス事業 ケ おむつ給付事業
(2)地域支援事業 (任意事業)	ア 家族介護支援事業 (ア)徘徊高齢者家族支援サービス (イ)在宅高齢者介護手当支給事業 イ 地域自立生活支援事業(シルバーハウジング生活援助員派遣事業) ウ 成年後見制度利用支援事業 エ 地域自立生活支援事業(配食サービス) オ 高齢者見守りネットワーク事業(安心キット配布事業)*	

* 高齢者見守りネットワーク事業(安心キット配布事業)とは、ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時や災害時に備えるため、「安心キット」を無料配布するもの。この「安心キット」は、あらかじめ「かかりつけ医療機関」や「持病」などの医療情報や、緊急時の連絡先などを記入した用紙を専用の容器に入れ、決められた場所(冷蔵庫)に保管しておき、災害時や、自宅で具合が悪くなったりした時に、異常に気付いた人が救急車を呼ぶなどの場合に備える。

図表 2-5 生活支援サービス事業の見込み数

事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活援助等サービス事業	在宅生活の継続や要介護状態への移行を予防するため、家事援助(調理、清掃、洗濯、買物、相談、助言等)及び外出介助などのホームヘルパーを派遣。派遣時間は1週間に2時間を限度。	50 人	50 人	50 人	50 人
短期入所事業	家族が事故や冠婚葬祭などにより、見守りを必要とする高齢者の介護・介助ができない場合に施設への一次入所を行う。	1000 日	560 日	600 日	600 日
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が急病、事故等により緊急に援助を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて受診センターに通報することにより、地域の協力体制によって速やかに救助する。	720 台	720 台	730 台	730 台

事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具等 給付事業	心身機能の低下により、防火等の配慮が必要である単独高齢者及び高齢者のみの世帯に電磁調理器・自動消化器を給付する。	20 件	20 件	20 件	20 件
介護ファミリーサ ポーター事業	地域で介護の援助を行う人と援助を依頼したい人が会員登録し、有償で援助を実施する。援助内容は、臨時的・短期的で専門性を要しない援助（通院等外出時の付添、買物、話し相手、その他高齢者等が日常生活を送る上での必要な援助）。	提供会員 440 人 依頼会員 176 人	提供会員 520 人 依頼会員 160 人	提供会員 520 人 依頼会員 160 人	提供会員 530 人 依頼会員 160 人
住宅改造資金助 成事業	高齢者の身体的状態に応じて住宅改造を行うことにより、バリアフリーの住環境を整え、高齢者の安全・安心な在宅生活を支援する。	90 人	90 人	90 人	90 人
福祉タクシー料金 助成、 リフト付タクシー料 金助成	要介護 4・5 の在宅高齢者、またはその介護者の経済的負担等を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図るため、福祉タクシー及びリフト付きタクシーの基本料金相当額のチケットを1カ月あたり4枚交付する。	福祉タクシー 1,250 回 リフト付タク 1,050 回	福祉タクシ 1,970 回 リフト付タク 1,790 回	福祉タクシ 2,000 回 リフト付タク 1,850 回	福祉タクシ 2,200 回 リフト付タク 2,000 回
訪問理美容サー ビス事業	要介護 4・5 の在宅高齢者、またはその介護者の経済的負担等を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図るため、外出困難な高齢者に対して、在宅での理美容サービスの料金を年間4回まで助成する。	95 回	90 回	90 回	90 回
おむつ給付事業	要介護 4・5 の在宅高齢者、またはその介護者の経済的負担等を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図るため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド等）を 15 パターンの組み合わせより支給する。	72 人	72 人	74 人	74 人

2 認知症支援策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予測され、国の認知症高齢者の推計では、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年（2025年）には約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合が約5人に1人に達すると見込まれている。

そのため、認知症になっても安心して住みなれた地域で生活ができるよう、地域で支える仕組みづくりに取り組むとともに、認知症の理解促進に取り組む。

(1) 認知症予防と理解の促進

認知症は病気であり、生活習慣病の予防・改善がその予防にもつながると考えられる。

そのため、認知症予防は、市及び地域包括支援センター（※）が介護予防教室や健康教室等を実施するなど、全体的な介護予防を進める中で取り組んでいく。

また、認知症が疑われる場合などにすぐに相談できるよう、地域包括支援センターでの相談や市におけるもの忘れ相談等、認知症の相談窓口の周知を図っていく。

さらに、認知症に対する正しい理解の浸透や早期発見・早期対応につながるよう、パンフレットの配布や認知症講座、認知症サポーター養成講座等を行う。

図表 2-6 認知症サポーター養成講座受講者の見込み数

項目	事業内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター養成講座受講者数	市及び地域包括支援センターにおいて、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症を理解し、認知症の人とその家族を地域で温かく見守る応援者として、認知症サポーターの増員を図る。	1,300人	1,450人	1,600人	1,750人

(2) 認知症の早期発見・早期対応

認知症は早期発見・早期対応が有効であるといわれている。

早期発見後、早期の診断につなげるため、県が指定・設置している認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの、医療機関との連携体制の強化を図る。

(3) 認知症ケアネット（ケアパス）の作成

認知症の状態に応じて必要な医療・介護が受けられるよう、地域の医療機関や介護サービス事業者の情報や、認知症の進行状況に応じた支援内容などを示す「認知症ケアネット（ケアパス）」の作成に努めるとともに、「認知症ケアネット（ケアパス）」の効果的な運用のあり方について、関係機関と連携しながら検討する。

(4) 認知症高齢者の見守り・支援

地域において認知症の人やその家族を温かく見守る支援者である認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの育成に努める。

また、地域において、地域ケア会議等を通じて、地域の見守り、ネットワークづくりを推進するほか、徘徊高齢者家族支援サービス事業、成年後見制度、家族会などの利用につなげ、家族の介護負担の軽減に努める。

(5) 若年性認知症の支援

若年性認知症の早期発見、早期対応等に関する正しい知識の普及啓発を行い、理解の促進を図っていく。

また、本人とその家族に対して、悩みや心配ごとの相談に応じるとともに、医療機関や家族会、利用できるサービスに関する情報提供を行うなど、適切な支援につなげていく。さらに、行政、医療機関、地域包括支援センター、介護保険事業者等、関係機関の連携体制を整えていく。

3 安心して住み続けられる住まい・まちづくり

(1) 住まい環境の向上

高齢者の身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいの選択や改善などができるよう、高齢者に配慮した住まい・施設の普及を図るとともに、住宅改造資金助成事業を通じて住宅のバリアフリー化などの支援を行う。

(2) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人が積極的に社会参加し、安心して暮らせるよう、バリアフリー化の促進を図る。

そのために、公共公益施設をはじめ、多数の人が利用する一定規模以上の民間施設の新築・改築等の際は、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、建築確認においてバリアフリー化の審査・検査が行われるが、それ以外の小規模施設についても、同条例に基づき指導を行っていく。

また、道路、公共交通機関などにおいて、安全かつ円滑に移動できる快適な歩行空間の整備を推進する。

(3) 災害時における高齢者支援体制の確立

近年、大規模な災害が頻繁に起こっており、要介護状態の高齢者や障がいのある人など、避難が難しい人を迅速かつ的確に避難に結びつける必要がある。

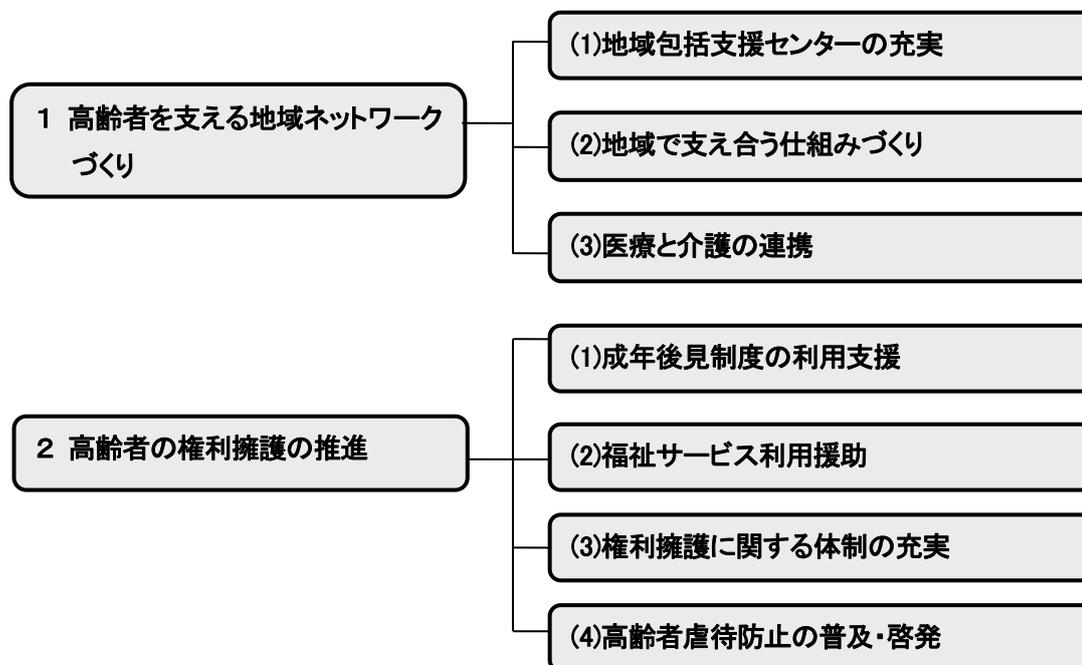
市内には、災害時や緊急時における要援護者の支援について、緊急時の連絡先などの情報を収集し、管理している地域や、災害時要援護者と支援者のマップづくりに取り組んでいる地域もある。

庁内関係課や関係組織と連携し、「宝塚市災害時要援護者支援指針」の普及をめざし、地域自らが地域内の災害時要援護者を支援する個別支援計画を作成し、災害時に機能する支援体制づくりを推進する。

第3章 高齢者を支える地域ネットワークづくり

高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、様々なサービスの地域連携体制づくりを進める。

図表 2-7 施策の体系



1 高齢者を支える地域ネットワークづくり

高齢者の状態の変化に応じて、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルなサービス、介護予防など、多様な社会資源を本人が活用できるよう、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアシステムの推進を図る。

また、社会福祉協議会をはじめ、地域住民、自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体、福祉事業関係者などとの連携による地域の見守り体制の充実を図る。

(1) 地域包括支援センターの充実

ア 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築において、中核的な役割を担う機関として、これまで以上に機能強化を図る必要がある。このため、地域の状況を勘案し、適切な配置を検討し、地域包括支援センターが果たすべき役割を明確にし、体制の強化を図る。

また、地域包括支援センターが地域の拠点としての機能を果たすため、職員の資質の向上に努めるとともに、地域の総合相談窓口としての存在を、より一層地域住民に周知していく。

イ 地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議の充実

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議を継続して開催することにより、事例検討や、地域課題の発見・解決などに結びつけるとともに、各関係機関、参加者の質の向上に努める。

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

地域で孤立している人、既存の施策では応えきれないニーズ、複合的な生活課題を抱える世帯を発見し、早期の支援につなげるため、市民の地域福祉に関する意識の向上を図るとともに、地域での支え合いの仕組みづくりが必要である。

ア 地域における見守りネットワークの充実

ひとり暮らし高齢者などが安心して暮らし続けられるようにするとともに、生活課題を抱えた人を早期に発見するため、『宝塚市地域福祉計画』の取組と連動しながら、地域住民、自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体、行政、社会福祉協議会、福祉事業関係者などによるネットワークの充実に取り組んでいく。

イ 地域における支え合いの仕組みづくり

公的な福祉サービスでは対応できない生活上の困りごとを抱える人を地域で支え合うため、地域住民や市民活動団体、市社会福祉協議会、行政等が連携・協働する仕組みづくりに取り組む。

ウ 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置するとともに、その活動の支援を行う。

また、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図る場（協議体）の設置に取り組んでいく。

(3) 医療と介護の連携

高齢化の進展に伴い、医療行為を必要とする高齢者が増えるため、医療と介護が一体となって高齢者を支える体制を構築する必要がある。

介護保険制度の改正により、地域支援事業の包括的支援事業において、新たに「在宅医療・介護連携推進事業」が創設されたことから、市が主体となって医療と介護の連携を推進する。

ア 在宅医療・介護連携推進事業の実施

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をめざし

た「在宅医療・介護連携推進事業」の実施に向けて取り組んでいく。

■ 在宅医療・介護連携推進事業の内容

- (ア) 地域の医療・介護資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切り目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

イ かかりつけ医の普及・啓発

高齢者が「かかりつけ医」を持ち、健康増進や病気の早期発見に取り組めるよう、普及・啓発を行っていく。

2 高齢者の権利擁護の推進

認知症などにより判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域で生活を継続することができよう支援するため、市民や関係機関が協働し、権利擁護や成年後見制度の取組を推進する。

(1) 成年後見制度等の利用支援

本市においては、平成13年度（2001年度）から、「成年後見制度利用支援事業」として、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート兵庫支部の司法書士に依頼し、制度の普及・啓発を含めた相談事業を開催するとともに、補助、保佐及び後見開始の審判の申立て（以下「申立て」という。）が円滑に行われるように支援しており、今後も継続していく。

成年後見制度の利用が必要であっても、親族がいない等の理由により申立てができない場合は、市長による申立ての実施や、生活保護受給者等へ申立て費用の助成を行っていく。また、後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ制度の利用が困難な方については、資産や貯蓄等に応じて、報酬の助成を行っていく。

地域で暮らす住民の生活を支援するために、市社会福祉協議会において実施されている、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）については、引き続き必要な高齢者において利用されるように努める。

(2) 権利擁護に関する体制の充実

高齢者と障がいのある人という垣根を越えて、権利擁護の複合多問題に対し、一元的かつ専門的な支援を行う権利擁護センターを設置しており、引き続き、その機能を発揮できるよう、取り組む。また、より多くの人たちが、住み慣れた地域で自立した生活をしていくために、地域に暮らす市民の方々も成年後見制度を支える担い手になりうるよう、市民後見人（※）の養成及び、法人後見制度の体制づくりを検討していく。

さらに、市民後見人の活動の場を創出するとともに、持続可能な活動ができるよう、市民後見人を支援及び監督できる体制の整備を検討していく。

(3) 高齢者虐待防止の普及・啓発

本市では、高齢者虐待の防止や養護者に対する要支援高齢者の権利擁護に資するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置している。引き続き、関係団体や関係機関等と連携、協力体制を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見及び見守り支援等に資する広報・啓発に努めていく。

